

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成27年10月26日

各 位

青森銀行にて無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）
～販売名称『家計にやさしい収入保障』～の販売を開始



～三大疾病にそなえる保障も選択できます～

無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：島田 一義）は、平成27年11月2日より、株式会社青森銀行（本店：青森県青森市、頭取：成田 晋）にて、『無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）～販売名称～「家計にやさしい収入保障」』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

「家計にやさしい収入保障」は、保険期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合、または所定の高度障害状態に該当された場合、遺族年金または高度障害年金を毎月お支払いする収入保障保険です。

さらに、ご契約締結時に、お客さまのお申出により、三大疾病保険料払込免除特則・三大疾病収入保障特則を適用させることにより、被保険者が三大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し所定の状態に該当された場合の収入減にそなえることも可能となっています。

本商品の主な特長は次頁をご参照ください。

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

電話：03-3434-8840

T&D
T&D保険グループ

《「家計にやさしい収入保障」の主な特長》

Point 1 低廉な保険料で家計の節約をしっかりとサポート

- ◇ お子さまの成長等に伴い、年々減少する必要保障額に合わせて受取総額を減少させることにより、合理的な保障を行うことができるため、一般的な定期保険（保険金額が保険期間を通じて一定の定期保険）に比べて低廉な保険料となります。
- ◇ 当社所定の条件を満たし健康体割引特約を付加することにより、さらに保険料が割安となります。

Point 2 のこされたご家族の毎月の収入を確保

- ◇ 被保険者がお亡くなりになられた場合、のこされたご家族に遺族年金を、被保険者が所定の高度障害状態に該当された場合、被保険者ご本人に高度障害年金を年金支払期間満了まで毎月お支払いします。

Point 3 三大疾病罹患時の収入を確保

- ◇ 「三大疾病収入保障特則」の適用により、三大疾病に基づく支払事由に該当した場合、三大疾病年金を毎月お支払いします。三大疾病年金のお支払い期間は、当面の治療費の確保や、長期にわたる生活費の確保など、目的に応じて1年、5年の確定年金、または有期年金の3コースからお選びいただけます。
- ◇ 「三大疾病保険料払込免除特則」の適用により、三大疾病に基づく払込免除事由に該当した場合、以後の保険料の払い込みが免除されるため、ご家族の家計の負担を軽減できます。

Point 4 お申込みの自在性

- ◇ 保険期間は50歳～70歳満了から1歳刻みで、年金支払保証期間は1年、2年、5年の3コースから選択できます。また、リビング・ニーズ特約を付加することもできます。
- ◇ 医的選択方法は、告知書扱※、健康診断書・人間ドック扱、嘱託医扱の3方法から当社所定の条件のもとお選びいただけます。

※告知書扱は、標準体保険料率のみのお取扱いとなります。

本商品は「低廉な保険料」「シンプルな保障」「お客さまの選択によるより充実した保障」をコンセプトに、お客さまのライフプランに合わせた遺族保障等のニーズに幅広くお応えするものです。当社は、今後ともお客さまに満足していただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 販売商品

無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）
販売名称『家計にやさしい収入保障』

2. 販売開始日

平成27年11月2日

【無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）の販売金融機関】（五十音順にて記載）

青森銀行、大分銀行、香川銀行、近畿大阪銀行、埼玉縣信用金庫、埼玉りそな銀行、静岡銀行、第三銀行、中国銀行、筑波銀行、東京スター銀行、徳島銀行、名古屋銀行、西日本シティ銀行、百十四銀行、広島銀行、福井銀行、三菱東京UFJ銀行、武蔵野銀行、りそな銀行
合計20金融機関

※ 上記は平成27年11月2日時点での販売金融機関を掲載しております。

※ 商品概要・商品のお取扱い・保険料例については、【別紙】をご参照ください。

以上

1. 商品概要

	■被保険者がお亡くなりになられた場合、のこされたご家族に遺族年金を、被保険者が所定の高度障害状態に該当された場合、被保険者ご本人に高度障害年金を年金支払期間満了まで毎月お支払いします。 お子さまの成長等に伴い減少する必要保障額にあわせて保障が逡減する合理的な仕組みとなっています。 (右図：年金支払総額例参照) ■年金支払起算日から保険期間満了の翌日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合は、年金支払保証期間(1年、2年、5年のいずれか)が満了する日まで年金月額をお支払いします。 ■被保険者が所定の身体障害の状態に該当した場合、以後の保険料のお支払いは必要ありません。 ※お取扱いについては別紙：「2. 商品のお取扱い」をご覧ください。	【保障イメージ】 【年金支払総額例】 契約年齢 35 歳 保険満了年齢 60 歳 年金月額 15 万円 年金支払保証期間 1 年の場合 <table><tr><th>被保険者の死亡年齢</th><th>35歳</th><th>45歳</th><th>55歳</th></tr><tr><td>年金月額の支払総額</td><td>4,500万円</td><td>2,700万円</td><td>900万円</td></tr></table>	被保険者の死亡年齢	35歳	45歳	55歳	年金月額の支払総額	4,500万円	2,700万円	900万円
被保険者の死亡年齢	35歳	45歳	55歳							
年金月額の支払総額	4,500万円	2,700万円	900万円							
主契約										
健康体割引特約	■当社所定の条件を満たし健康体割引特約を付加することにより、保険料が割引になります。 ※非喫煙者健康体保険料率でお申込みいただく場合、唾液検査が必要です。 ※本特約は保険期間／保険料払込期間が 50 歳満了～65 歳満了の場合に付加可能です。 ※保険料については別紙：「3. 保険料例」をご覧ください。									
三大疾病収入保障特則	■被保険者が、三大疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)により当社所定の状態に該当された場合、三大疾病年金をお支払いします。 ■三大疾病年金は確定年金(支払期間 1 年または 5 年)、有期年金からお選びいただけます。 ※三大疾病収入保障特則は、三大疾病保険料払込免除特則と合わせてご契約に適用することが必要となります。 ※三大疾病保険料払込免除特則を適用した場合、被保険者が三大疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)により当社所定の状態に該当された場合、以後の保険料のお支払いは必要ありません。 ※本特則に係るお取扱いについては別紙：「2. 商品のお取扱い」、保険料については別紙：「3. 保険料例」をご覧ください。	【確定年金】 【有期年金】								

2. 商品のお取扱い

【主契約】

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)		20 歳～54 歳 ※契約年齢のお取扱いは被保険者の性別・保険期間（保険料払込期間）・年金支払保証期間等により異なります。
保険期間／保険料払込期間		50 歳満了～70 歳満了（1 歳刻み）
年金月額		10 万円以上（1 万円単位） ※年金月額のお取扱いは被保険者の性別・契約年齢等により異なります。
年金支払保証期間		1 年、2 年、5 年
保険料払込方法	回数	月払、年払
	経路	口座振替扱、クレジットカード扱
解約払戻金額		なし
医的選択方法		・告知書扱（標準体保険料率のみ） ・健康診断書・人間ドック扱 ・嘱託医扱 ※医的選択方法のお取扱いは被保険者の年齢、保険期間（保険料払込期間）、年金月額、健康体割引特約の付加状況、特約の適用内容等により異なります。
付加できる特約等		・三大疾病保険料払込免除特則 ・三大疾病収入保障特則 ・健康体割引特約 ・責任開始期に関する特約 ・リビング・ニース特約 ・指定代理請求特約
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の対象商品 ※当社が指定した医師の診査後を除きます。

【三大疾病収入保障特則】

三大疾病年金月額		5 万円以上（1 万円単位） ※三大疾病年金月額は主契約の年金月額以下とする必要があります。
支払期間	確定年金	1 年、5 年 (三大疾病年金支払起算日からその日を含めて保険契約者の指定した期間)
	有期年金	被保険者の生存を条件として、三大疾病年金支払起算日からその日を含めて保険期間満了日の翌日までの期間

* 三大疾病収入保障特則は、三大疾病保険料払込免除特則の同時適用が必要となります。

(注) 上記のお取扱いは、募集代理店により一部異なる場合があります。

3. 保険料例

【保険料前提】

- ・主契約年金月額・三大疾病年金月額 : 各 15 万円
- ・保険期間／保険料払込期間 : 60 歳満了
- ・年金支払保証期間 : 1 年
- ・三大疾病収入保障特則 : 確定年金（1 年）
- ・保険料払込方法（回数・経路） : 月払・口座振替扱

【男性】

契約年齢	標準体保険料率			健康体保険料率			非喫煙者健康体保険料率		
	主契約	三大疾病 保険料 払込免除特則	三大疾病収入 保障特則	主契約	三大疾病 保険料 払込免除特則	三大疾病 収入保障 特則	主契約	三大疾病 保険料 払込免除特則	三大疾病収入 保障特則
20 歳	4,605 円	120 円	960 円	4,410 円	120 円	960 円	3,270 円	90 円	960 円
30 歳	4,710 円	165 円	1,260 円	4,500 円	165 円	1,260 円	3,345 円	120 円	1,260 円
40 歳	5,205 円	240 円	1,800 円	4,965 円	225 円	1,800 円	3,645 円	165 円	1,800 円

【女性】

契約年齢	標準体保険料率			健康体保険料率			非喫煙者健康体保険料率		
	主契約	三大疾病 保険料 払込免除特則	三大疾病収入 保障特則	主契約	三大疾病 保険料 払込免除特則	三大疾病 収入保障 特則	主契約	三大疾病 保険料 払込免除特則	三大疾病収入 保障特則
20 歳	2,685 円	135 円	1,170 円	2,580 円	120 円	1,170 円	2,190 円	105 円	1,170 円
30 歳	3,045 円	210 円	1,575 円	2,925 円	195 円	1,575 円	2,460 円	165 円	1,575 円
40 歳	3,225 円	285 円	2,205 円	3,090 円	270 円	2,205 円	2,610 円	225 円	2,205 円

※上記保険料例は、ニュースリリース日時点での保険料率を基に作成しております。同料率に変更された場合、保険料が異なりますのでご注意ください。

以上

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。